



# 吉野川市国土強靱化地域計画

令和2年3月策定  
(令和4年3月改訂)

吉野川市

# 目 次

I	計画策定の趣旨、位置付け	1
II	基本的な考え方	2
III	強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	3
IV	国土強靱化の推進方針	11
	1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	12
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・ 避難生活環境を確実に確保する	17
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	23
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	25
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	27
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に 留めるとともに、早期に復旧させる	29
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	32
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	35
V	施策の重点化	39
VI	計画の推進と進捗管理	40
(別紙)	重要業績指標一覧	41

# I 計画策定の趣旨、位置付け

## 1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

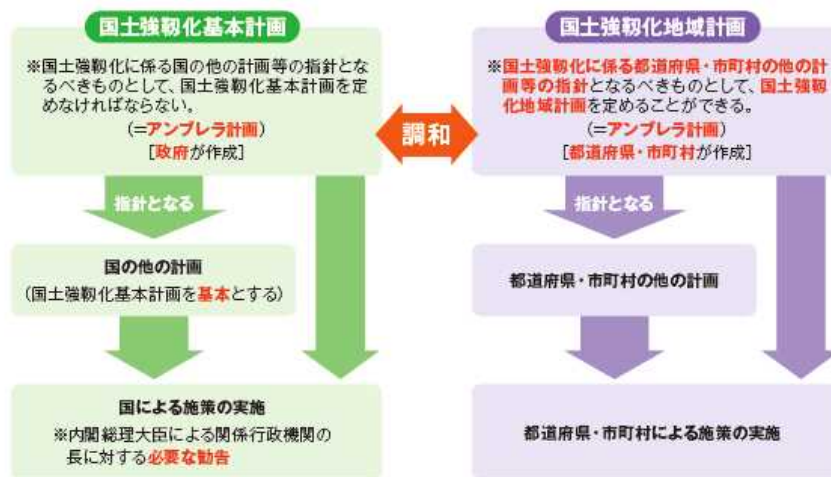
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから、平成30年12月に、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行った。

本市においても、平成30年7月豪雨等の新たに発生した災害から得られた知見を反映するとともに、令和元年5月31日の「中央防災会議」において、「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に、「臨時情報を活用した防災対応」が明確に位置付けられた等の、防災対応における国の計画等の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととし、徳島県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な吉野川市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、吉野川市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

## 2 本計画の位置付け

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に関し、本市の計画等の指針となるものである。なお、本計画は、基本計画及び徳島県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



## 3 目指すべき将来の地域の姿

本計画で目指すべき将来の地域の姿は、「安心・安全で暮らしやすいまちづくりの推進」と定め、災害によってこの実現が頓挫しないよう、強靱化の取組を進めていくものである。

## Ⅱ 基本的な考え方

基本法においては、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な吉野川市」をつくりあげるためには、基本計画及び県計画と調和を図る必要がある。

このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「計画期間」を設定する。

### 1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 吉野川市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

### 2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和6年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

### Ⅲ 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

#### 1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本市の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野、起きてはならない最悪の事態等を設定し行う。

#### 2 本市の特性

##### (1) 地勢

本市は徳島県北部のほぼ中央、吉野川の南岸に位置し、市域南部は四国山地の北部にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっている。これらの山々を水源とする飯尾川・桑村川・学島川・川田川などが市の北辺を東流する吉野川に合流している。

こうした河川によって形成された北部の沖積平野部を徳島市と三好市池田町を結ぶJR徳島線や国道192号が並行しながら東西に走っている。交通の利便は高く、徳島空港、高松空港、徳島自動車道の各インターチェンジが約30km圏内にある。



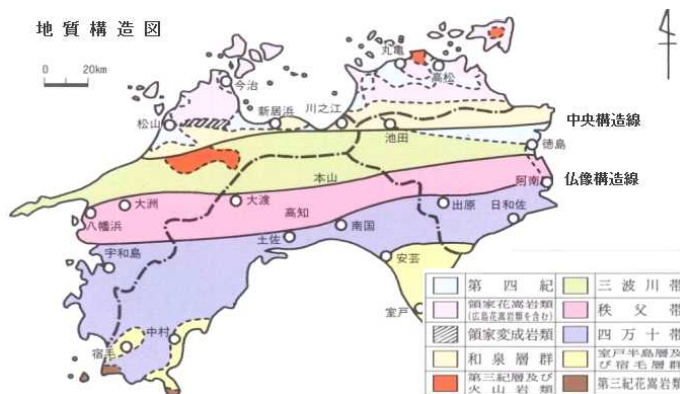
##### (2) 地質

本市は中央構造線に沿って流れる吉野川の南側にあつて、地質構造上は、西南日本外帯に属している。本市の南部にある山地は変成岩類からなり、ほとんど結晶片岩で構成され、結晶片岩の原岩は桂岩・砂岩・粘板岩・石灰岩等の堆積岩と、塩基性火成岩などからなっている。

また、森山の壇・寺谷をはじめ、西尾の敷地南方療養所付近には20mないし60mの台地があり、この段丘堆積層は下部より眺めて森山層（厚さ約50m）川島層（厚さ約50m）、西麻植礫（厚さ約30m）に区別することができる。

### (3) 活断層

本市付近で内陸型地震が発生した場合、本市に大きな影響を与えると思われる断層は吉野川沿岸の中央構造線活断層系沿いのものである。それらの活断層のうち多くは吉野川北岸を東西に横切っているが、本市を東西に約10kmにわたって横切るように存在しているものに、上浦－西月ノ宮断層がある。この断層は、活断層であることが確実であり、この断層が内陸型地震をもたらす可能性も考えられる。



### (4) 気象

本市の気候は温暖で、平均気温は約16℃、年間降水量は1,400mm前後で晴天が多い。

### (5) 人口

本市は吉野川中流域における生活拠点都市を目指して、平成16年10月に鴨島町、川島町、山川町及び美郷村の4町村合併によって新市が誕生した。

平成27年国勢調査で人口41,466人、世帯数15,714世帯、65歳以上人口14,336人となっている。

平成17年と比較すると、人口9.4%減、世帯数1.4%増、65歳以上人口11.6%増で、人口減少、高齢化が進展している。

### (6) 災害の歴史

#### ①南海トラフ等地震災害

徳島県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている(下図参照)。南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

平成31年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70～80%となっている。

本市に影響を与えてきた地震は1854年12月24日の安政南海地震、1946年12月21日の南海道地震等、南海トラフを震源とする海溝型の大型地震が多くを占めているようである。また、本市には、活断層が東西に走っており、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災のような直下型地震も今後発生する可能性があると思われる。



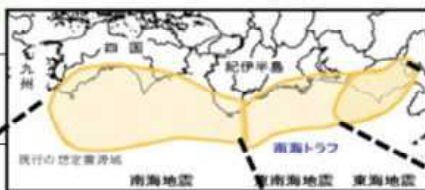
# 南海トラフ巨大地震とは



「南海トラフ巨大地震」は、南海トラフ沿いのすべての震源域の破壊が同時に発生した場合の、M9クラスの巨大地震

## 南海トラフの地震の履歴

「南海トラフ」とは、駿河湾から四国南岸、九州東方沖まで続く、深さ4,000m級の海底の溝のこと



およそ100~150年ごとに発生している。



**半割れ**  
南海トラフの東側だけで大規模地震が発生（西側が未破壊）

南海トラフ東側で大規模地震(M8.7)が発生

西側でも大規模地震発生の可能性

直近2回の地震は**時間差**で発生

- 安政東海地震・安政南海地震（32時間）
- 昭和東南海地震・昭和南海地震（2年間）

揺れや津波などの災害リスクを抱える人は、**避難を検討**

最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が高い

経過日数	事例数
3日以内	6事例
7日以内	7事例
3年以内	17事例

103事例中、6回

## ②水害

市域の中心部は低地における宅地が数多く分布しており、大雨による吉野川洪水時には吉野川へ流入している河川の排水不良によって浸水被害が起こりやすい状況となっている。

最も新しい災害としては、平成16年10月の台風23号によって、死者1名、床上浸水197戸、床下浸水500戸の被害発生があり、災害救助法の適用を受けている。この時、美郷地区においては、大雨による山腹崩落によって一部集落が孤立するなどの被害が発生した。

西暦	年号	要因	被害状況
886	仁和2年		大洪水、河道が岩津の南に変わる
1849	嘉永2年		酉の水 死者250人
1866	慶応2年		寅の大水 死者2140人～3万人余
1888	明治21年		死者30人
1912	大正元年		死者81名、浸水面積28000ha
1934	昭和9年	室戸台風	死者行方不明者39人、住宅全半壊2190戸
1945	昭和20年	枕崎台風	死者12名、浸水面積3248ha
1961	昭和36年	第2室戸台風	浸水面積6638ha
1978	昭和51年	台風17号	全壊流出家屋109戸、浸水面積12704ha
2004	平成16年	台風23号	浸水面積7645ha

### ③土砂災害

徳島県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊でも大きな被害を受けている。

本市においても、土砂災害警戒区域等が指定されており、いつ大規模な土砂災害等が発生するか分からない状況である。



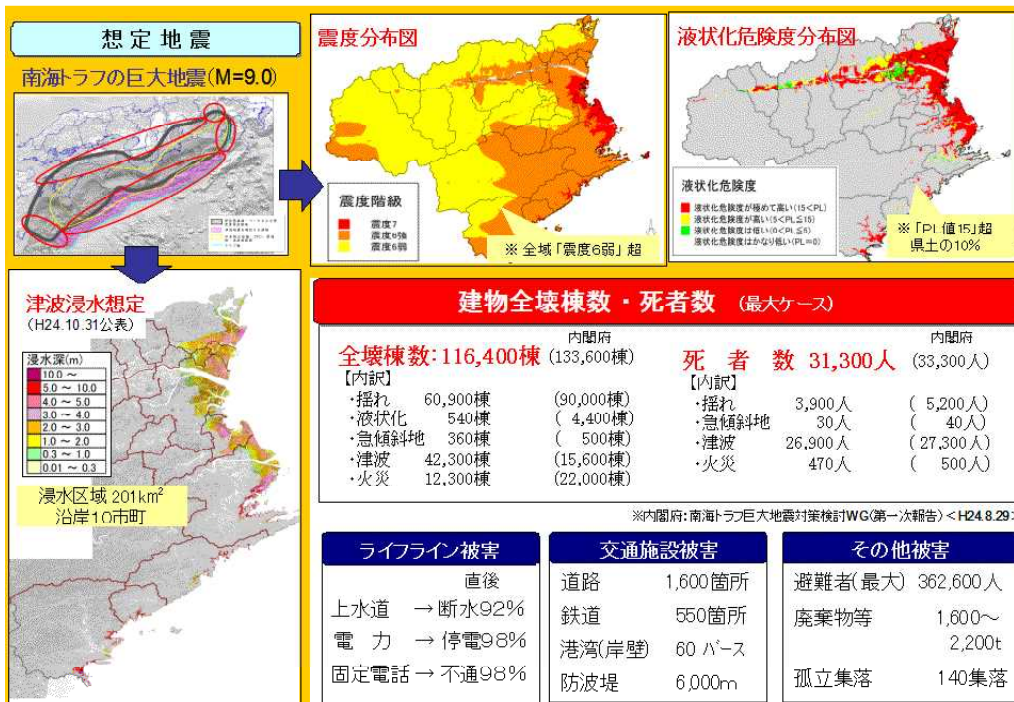
### 3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、「2 本市の特性」や

- (1) 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が70～80%となっていること。
- (2) 中央構造線活断層帯や上浦－西月ノ宮断層等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
- (3) 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号、令和元年の台風15号や19号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
- (4) 平成27年に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、洪水予報河川及び水位周知河川の想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域が公表されたこと。
- (5) これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。などから、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ地震については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。</li> <li>・ 南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。</li> </ul>
中央構造線・活断層地震等 （直下型地震等）		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風・ 梅雨前線 豪雨等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

【参考】南海トラフ巨大地震想定結果  
徳島県 南海トラフ巨大地震 想定結果









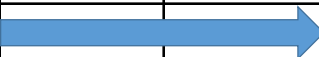

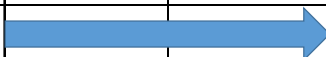
#### 4 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして38の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)や暴風雨等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における感染症等の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5 食料等の安定供給の停滞
		5-6 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

(2) 8つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	全ての人命を守る					
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難環境生活を確保					
3	必要不可欠な行政機能の確保					
4	必要不可欠な情報通信機能等の確保					
5	経済活動を機能不全に陥らせない					
6	ライフライン等の確保・早期復旧					
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない					
8	地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備					

「起きてはならない最悪の事態」の様相を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

### 5 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

### 6 脆弱性評価の実施手順及び結果

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、市等が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標の選定を行い（現状調査）、市等の取組について、現在の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出し（現状分析）、「起きてはならない最悪の事態」毎に課題の取りまとめを行い（脆弱性評価まとめ）、重要業績指標の現況値を記載した。

脆弱性評価結果及び評価に当たって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙のとおりである。

## IV 国土強靱化の推進方針

### ●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「吉野川市の強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

### ●施策の重点化

38のプログラムについては、本市が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また基本計画と県計画の一体性等を考慮し、プログラムの重点化を行うこととする。

#### 【推進方針の取りまとめイメージ】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					推進方針	重要業績指標
			行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野		
1 人命の保護が最大限図られる。	1 すべての人命を守る	1-1 〇〇〇〇							住宅の耐震化率
		1-2 〇〇〇〇							重点整備河川の整備率
2 重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。	2 救助・救出、医療活動	2-1 〇〇〇〇						起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	土砂災害に係る基礎調査の実施率
									緊急輸送道路の橋梁耐震化率
3 ……	3 〇〇〇〇								
4 ……									

## 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

### 起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震が発生し、市内全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生したことから、多数の人命が失われる。
- ・大型台風の来襲により、河川堤防が各地で決壊し、市内の広い地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では、土石流、地すべり、崖崩れが多発し、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
- ・近年の異常気象に伴う暴風雨によって、道路の通行止めやライフラインが途絶し、孤立した集落で死者が発生。

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### <要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

### 住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

○ 住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動や人材育成に努めるとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業等により木造住宅の耐震診断、耐震改修等関係事業や公営住宅の耐震化を推進する。

・木造住宅の耐震化関連補助事業（H16～累計）

耐震診断 2,109戸（H30）→ 要望件数等により実施

耐震改修 240戸（H30）→ 要望件数等により実施

その他関連事業 42件（H30）→ 要望件数等により実施

・公営住宅の耐震化（累計） 14棟（H30）→ 17棟（R6）

○ 小中学校は耐震化が完了しているので、特定天井を有する4施設の耐震改修を図る。

・特定天井耐震改修 -（H30）→ 計画的に実施

（※特定天井とは、6m超の高さにある、面積200㎡超、質量2kg/㎡超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの）

○ 高齢者福祉施設をはじめとする社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化や自家発電等の対策により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。また、臨時情報が発



表された場合を想定し、入居者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を定めるなどの防災対応を整備し、保護者等と共有を図る。

- ・高齢者福祉施設の耐震化（累計） 3施設（H30）→ 15施設（R6）
- ・地域密着型サービス事業所の防災・減災対策整備事業（R4～R6）  
1施設（R4）→ 3施設（R6）

#### 自助・共助の取組強化

○ 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の訓練の実施等により、市民の防災意識・知識等の向上を図る。また、平時から家庭内での話し合いや、学校での防災教育、自主防災組織での啓発などに防災ハザードマップを活用するなど、「自らの命は自らが守る」という防災意識の向上を図る。

- ・市職員の防災士資格取得 2人（R1）→ 年次的に取得
- ・自主防災組織の訓練実施率 76.8%（H30）→ 90.0%（R6）
- ・消防防災活動センター（仮称）の設置 -（H30）→ 設置（R2）
- ・防災ハザードマップの全世帯配布 作成（H17）→ 更新（R2）

#### 建築物の倒壊等防止対策

○ 地域の防災力の向上を図るため、空き家対策総合支援事業等により老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却及び住宅建築物安全ストック形成事業等により危険ブロック塀等の除却、建替補助を支援する。

- ・老朽危険空き家等除却件数（H25～累計） 92棟（H30）→ 25棟／年
- ・危険ブロック塀等除却及び建替補助件数  
除却のみ 7件（H30～R1）→ 4件／年  
除却後建替 14件（H30～R1）→ 14件／年

#### 防火・消火体制の整備

○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を周知するとともに、消防団員の確保対策を促進する。

- ・住宅用火災警報器設置率（徳島中央広域連合消防本部管内）  
79%（H30）→ 100%（R6）
- ・感震ブレーカー等の補助事業による設置数 22基（H30）→ 15基／年
- ・消防団員充足率 94.0%（H30）→ 維持（R6）

#### 救助・救急活動体制の整備

○ 徳島県の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターが降着可能な施設を整備し、災害対応力の向上に取り組む。

- ・ヘリコプター降着適地数 9箇所（H30）→ 維持（R6）

#### 緊急輸送道路等の機能確保

○ 交通施設については、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化・長寿命化や除却等

を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める。併せて、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急事業等により、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化事業を促進する。

- ・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）  
20橋（R1）→30橋（R6）
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数（H29～累計）  
耐震診断 9件（H30）→要望件数等により補助  
補強設計 1件（H30）→要望件数等により補助  
耐震改修等 -（H30）→要望件数等により補助

#### 臨時情報を活用した防災対応

○ 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を取り込んだ、本市の地域防災計画に改訂し、運用する。

- ・市地域防災計画の改訂 前回（H28）→今回（R1）

#### 1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

##### <要点>

関係者との協働による流域治水対策の推進により浸水被害の最小化を図るとともに、洪水浸水想定区域図を更新した防災ハザードマップを全世帯に配布し、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

#### 総合的な治水対策の推進

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河川整備をはじめ治水対策を県に要望するとともに、市管理河川の整備を推進する。
- 国・県・河川流域市町と連携し、流域治水対策を推進するほか、市独自の取組として、土地改良区等との連携による既存農業用ため池を活用した洪水調整対策、洪水調整池の整備に向けた取組等を行う。
- 大規模水害における堤防の決壊や、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐため、施設の老朽化対策を県に要望するとともに、ほたる川排水機場の管理体制を維持する。

#### 避難対策の推進及び事前の防災力強化

○ 気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を推進する。

- ・防災ハザードマップの全世帯配布（再掲） 作成（H17）→更新（R2）

・洪水浸水想定区域の市ホームページ掲載 掲載（H17）→ 更新（R2）

○ 「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」に基づき、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、2018年度策定の県下全域を対象とする「とくしま流域水管理計画」に続き、流域単位での「流域水管理行動計画」策定作業に参画する。

・流域水管理行動計画 -（H30）→ 策定（R4）

## 1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）や暴風雨等による多数の死傷者の発生

### <要点>

治山事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図る。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

### 土砂災害対策及び森林整備の推進

○ 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

- ・ 森林経営計画認定面積           — (H30) → 計画的に実施
- ・ 間伐等森林整備面積           21ha (H30) → 30ha/年
- ・ 市有林の整備生産           734㎡ (H30) → 500㎡/年

○ 集中豪雨や局所的な大雨での土砂災害による被害から生命・財産を守るために必要な地すべり防止施設・治山施設等を整備するとともに、危険箇所の調査・点検を推進し、人的災害ゼロを目指す。

- ・ 県単独治山事業           1箇所 (H30) → 要望により実施
- ・ 県単独急傾斜地崩壊対策事業       2箇所 (H30) → 要望により実施

### ため池対策の推進

○ 防災重点ため池について、ハザードマップの作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげる。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める。

- ・ 防災重点ため池（22池）のハザードマップの作成  
16池作成済 (H30) → 6池 (R2)
- ・ ため池の廃止           — (H30) → 1箇所 (R2)

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震が発生し、土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資・エネルギーの供給停止や孤立集落が発生。
- ・警察、消防、自衛隊等の被災による人事・資機材等の不測により、救助・救急活動が困難となる。
- ・鉄道や幹線道路の損壊により、治療の帰宅困難者が大量に発生し、水・食料等の供給が不足する。
- ・医療施設等の被災に加え、支援ルート、エネルギー供給が途絶したことにより、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊等により衛生状態が悪化することから、感染症が大規模発生する。
- ・劣悪な避難所生活環境・トイレ環境、電源喪失による不十分な健康管理が原因で被災者の健康状態が悪化し、災害関連死が発生する。

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

#### <要点>

家庭や地域・市・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や橋梁の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化する。

### 食料や水等の備蓄の推進

○ 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、市民は家庭や地域での備蓄を促進し、市・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

・自主防災組織を通じた備蓄方針の周知 実施中（H30）→ 推進（R6）

○ 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

・災害に関する協定の締結数 25協定（H29）→ 必要に応じて締結

○ 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ施設を整備する。

・消防防災活動センター（仮称）の設置（再掲） -（H30）→ 設置（R2）

### 水道施設の耐震化等

○ 管路の更新・耐震化を進めるため、平成30年度に策定した「水道ビジョン」に従い、計画的に更新・耐震化を実施する。

- ・ 基幹管路の耐震化率（簡易水道統合後） 18.1%（H30）→ 22.6%（R6）
- ・ 老朽化したφ75mm～φ300mmの配水支管の更新 3km（H30）→ 5km/年

○ 平成22年度に策定した「水道施設危機管理マニュアル」及び「地域防災計画」を教材として研修会等を行い、市職員の判断力の養成及び技術の向上を図る。

- ・ 公益社団法人日本水道協会が実施する合同訓練（3年毎）への参加  
参加（R1）→ 参加（R4）

### 電力・燃料等の確保

○ 災害時における避難所・防災拠点の優先的な電力復旧、電気設備等の復旧、物資の供給等の協力について、ライフライン事業者等と協定等を締結する。

- ・ 四国電力株式会社 締結（H25）→ 毎年継続
- ・ 鴨島・脇町電気工事組合 締結（H22）→ 毎年継続
- ・ 社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部 締結（H22）→ 毎年継続

### 救援物資等の輸送確保対策

○ 救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進する。

- ・ 災害発生時の迂回路となる農林道の整備  
17,928m（H30）→ 18,775m（R6）

### 孤立化防止のための道路整備等

○ 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化・長寿命化を推進する。

- ・ 道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲）  
20橋（R1）→ 30橋（R6）

### ヘリコプターによる支援体制の整備

○ 孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの装備、設備等の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、新たなヘリポートの整備を促進し、あわせて受援体制の強化を図る。

- ・ 中山間地域のヘリポート数 2箇所（H30）→ 適地の検討（R6）

### 孤立化集落における電源や通信手段の確保対策

○ 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を



促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する。

・通信訓練の実施　－（Ｈ３０）→ 毎年実施

○ ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保に取り組む。

・衛星携帯電話の整備　３台（Ｈ２５）→ ５台（Ｒ６）

・防災行政無線のアンサーバック機能の充実　３７局中３０局（Ｈ２８）→ 維持（Ｒ６）  
（※アンサーバックとは、子局から親局へ音声等を送信する機能）

#### ライフライン事業者等との連携強化

○ 孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、市、県及びライフライン事業等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。

・災害対策本部運営訓練の実施　－（Ｈ３０）→ 毎年実施

#### ２－３）警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

##### <要点>

警察、消防、自衛隊等における災害対応能力の強化等に合わせて、県との訓練実施等を目指す。また、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

#### 警察・消防等との連携強化

○ 警察、消防、自衛隊等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を図るとともに、施設の整備を推進する。

・災害対策本部運営訓練の実施（再掲）　－（Ｈ３０）→ 毎年実施

・自主防災組織の訓練実施率（再掲）　７６．８％（Ｈ３０）→ ９０．０％（Ｒ６）

#### 消防団や自主防災組織の充実強化

○ 消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、若手団員や女性団員の入団促進、消防団協力事業所の普及等を推進する。

・消防団員充足率（再掲）　９４．０％（Ｈ３０）→ 維持（Ｒ６）

・消防団協力事業所数　１０箇所（Ｈ３０）→ 維持（Ｒ６）

○ 消防団と自主防災組織等が連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。

・自主防災組織の訓練実施率（再掲）　７６．８％（Ｈ３０）→ ９０．０％（Ｒ６）

### 防災拠点等の電力確保

- 救助・救急、医療活動の統制等の役割を担う防災拠点等に非常用発電設備等を整備し、停電時でも救助・救急、医療活動の統制等に必要な電力の確保に務める。

### 関係機関の連携強化、訓練の実施

- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、県との連携強化を図り、合同訓練等を目指す。

・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） -（H30）→ 毎年実施

## 2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### <要点>

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。また、市指定緊急輸送道路等の耐震化等を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

### 帰宅困難者等への対応体制の整備

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等について対応策の普及啓発に努める。

### 市指定緊急輸送道路等の強化

- ミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、市指定緊急輸送道路等の耐震化等を推進する。

・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲）  
20橋（R1）→ 30橋（R6）

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

2-7) 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

### <要点>

救助・救急、医療活動に支障が出ないように、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

他都道府県との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備え、ヘリコプターによる受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。また、早期より避難所等における感染症の発生及び二次的健康被害の拡大防止のため、医療専門職による保健衛生活動

チームを編成し、必要な健康管理支援を行う。

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

#### 災害医療体制の構築

- 大規模災害発生時に、速やかに東部Ⅲ吉野川保健所圏域災害医療体制と連携が図られるよう、平時から市医師会及び吉野川保健所、関係機関等と連携を取りながら防災訓練や研修等を継続して実施することにより、情報収集・災害医療体制の充実・強化を図る。
- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた相互応援体制を強化するため、県との連携を目指す。

#### 発災時の燃料供給体制整備

- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実に行えるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。

#### 交通網の寸断に備えた支援体制の整備

- 陸上ルートの寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」、自衛隊ヘリコプターの受援体制の強化を図る。

・ヘリコプター降着適地数（再掲） 9箇所（H30）→ 維持（R6）

- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

#### 感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、早期に衛生状況及び健康状態等を把握し、必要な各種予防対策を講じることができるよう、保健師・栄養士等の専門職が介入し、必要な健康管理支援を行う。また、平時から防災訓練や避難所運営訓練等に参加し、対応技術の向上に努める。

#### 火葬炉の老朽化対策

- 発災後、遺体の火葬等が滞り、感染症が発生しないよう、火葬炉4炉を計画的に改修する。

・炉内耐火物全面改修（累計） -（H30）→ 4炉（R4）

#### 下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における浸水対策を推進する。また、熊本地震（H28）を受けて改訂し

た下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップする。公共下水道の未普及対策として、合併浄化槽への転換を促進する。

(※BCPとは、業務継続計画：Business Continuity Plan)

- ・幹線耐震化率 78.6% (H30) → 95.0% (R6)
- ・下水道BCP策定 (H30) → 必要に応じて改訂
- ・合併浄化槽への転換促進 71.3% (H30) → 78.0% (R6)

○ 大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化する。また、簡易トイレ等の備蓄についても促進する。

- ・災害時簡易トイレ備蓄数 102基 (H30) → 133基 (R6)
- ・災害時オストメイト専用トイレ備蓄数 2基 (H30) → 維持 (R6)

### 避難環境の向上

○ 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる。

○ 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質(QOL)」の向上を図るため、避難所の機能強化を図るとともに、公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を促進する。

- ・個別避難所運営マニュアル策定 - (H30) → 共通マニュアルを基に策定

○ 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する。

- ・自主防災組織の訓練実施率(再掲) 76.8% (H30) → 90.0% (R6)

○ 避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細かな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。

### 要配慮者支援の強化

○ 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。

- ・福祉避難所開設協定締結数 13箇所 (R1) → 維持 (R6)

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震発生後、警察官にも死傷者が発生し、資機材等も被害を受け、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化する。
- ・大規模停電により、避難しようとする車などが多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発する。
- ・行政機関の職員に多くの死傷者が発生し、国、県、市をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶し、庁舎や学校も一部使用不能となり、行政機能が機能不全となる。また、災害対応の経験が不足したことから、初動対応に遅れが生じた。

#### 3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

##### <要点>

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図る。

#### 庁舎等の耐震化、防災拠点施設の機能強化

○ 各行政機関において、庁舎の耐震化、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄等を推進する。

- ・四国電力株式会社（再掲） 締結（H25）→ 毎年継続
- ・鴨島・脇町電気工事組合（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続
- ・社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続

○ これまで、国の交付金（グリーンニューディール基金事業等）などを活用し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めてきたが、今後も、エネルギー供給リスクの分散を図るため、非常用発電設備の機能強化を図る。

- ・市庁舎地域防災拠点施設機能強化対策整備事業 -（H30）→ 計画的に実施

#### 行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

○ 本市BCPに基づく訓練を行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。

- ・市BCP 策定（H28）→ 必要に応じて改訂
- ・上水道危機管理マニュアル（BCP含） 策定（H22）→ 必要に応じて改訂
- ・下水道BCP（再掲） 策定（H30）→ 必要に応じて改訂
- ・ICT部門BCP -（H30）→ 策定（R3）
- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） -（H30）→ 毎年実施

○ 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う。

- ・市災害対応職員初動マニュアル 策定（H18）→ 毎年更新
- ・市受援計画策定 ー（H30）→ 策定（R6）
- ・災害時相互応援協定締結数 4協定（H30）→ 必要に応じて締結

○ 市職員や教職員の「防災研修への参加」や「防災士資格の取得」を推進し、個々の防災能力を向上させることにより、行政機能の維持を図る。

- ・市職員の防災士資格取得（再掲） 2人（R1）→ 年次的に取得

#### 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

○ 市役所が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる。

- ・基幹系システムクラウド化事業 自庁処理（H30）→ クラウド化（R2）

#### エネルギー供給体制等の整備・機能強化

○ 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う。

- ・庁舎の耐震化率 100%（H30）→ 維持（R6）
- ・四国電力株式会社（再掲） 締結（H25）→ 毎年継続
- ・鴨島・脇町電気工事組合（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続
- ・社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続
- ・基幹系システムクラウド化事業（再掲） 自庁処理（H30）→ クラウド化（R2）
- ・食料等の備蓄数 備蓄数量の改訂（R1）→ 計画的に購入

○ 電力供給遮断などの非常時に、PHV・EVを用いて避難所等に電力を供給するシステムの普及に努める。

- ・自動車ディーラーやレンタル会社との協定締結数 ー（H30）→ 1箇所（R6）



#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、情報通信が長期間麻痺する。
- ・テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止するなど、市民に重要な情報が届かない。
- ・災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報収集・伝達ができず、避難行動や救助支援が遅れ、多数の死者が発生。

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

##### <要点>

市民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。

##### 情報通信基盤の整備及び利活用の促進

○ 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、防災行政無線の整備等を図る。

- ・防災行政無線拡声子局のデジタル化 アナログ3局（H30）→ デジタル2局（R4）
- ・防災行政無線のアンサーバック機能の充実（再掲）  
37局中30局（H28）→ 維持（R6）
- ・防災行政無線拡声子局の電源機能確保（バッテリー交換）  
-（H30）→ 年次的に交換

##### 情報伝達体制の強化

○ 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線LANの整備やJ-ALERT（消防庁が所管する全国瞬時警報システム）の普及、防災・情報メールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られたところであるが、さらなる取組を推進する。

- ・防災・情報メールの登録者数 1,904人（H30）→ 2,500人（R6）
- ・通信訓練の実施（再掲） -（H30）→ 毎年実施
- ・衛星携帯電話の整備（再掲） 3台（H25）→ 5台（R6）

### 情報収集・共有体制の強化

- 「災害時要配慮者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成を進め、地域との共有を図るとともに避難行動要支援者の個別計画の作成を進める。

- ・避難行動要支援者名簿登録者数 4,363人（H30）→ 随時更新
- ・避難行動要支援者名簿の情報提供（自主防） 15件（H30）→ 必要に応じて提供
- ・個別支援計画の作成 2,717人（H30）→ 随時更新

### 臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立

- 臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る。

- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） -（H30）→ 毎年実施
- ・自主防災組織の訓練実施率（再掲） 76.8%（H30）→ 90.0%（R6）

- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した市地域防災計画に改訂する。

- ・市地域防災計画の改訂（再掲） 前回（H28）→ 今回（R1）

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、市内企業の生産力が低下する。
- ・発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する。
- ・金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、市民生活や経済活動に大きな支障をきたす。
- ・農業水利施設の被害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する。
- ・南海トラフ地震の強い揺れや液状化により、市内の至る所で農・工業用水道の配管が破損し、長期にわたり農・工業用水が供給停止となる。

5-1) サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

5-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

#### <要点>

各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

### ライフライン事業者等との連携強化

○ 災害対策本部運営訓練を実施することにより、さらにライフライン事業者との連携強化を進める。また、ライフライン事業者との協定を締結する。

- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） -（H30）→ 毎年実施
- ・四国電力株式会社（再掲） 締結（H25年）→ 毎年継続
- ・鴨島・脇町電気工事組合（再掲） 締結（H22年）→ 毎年継続
- ・社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部（再掲） 締結（H22年）→ 毎年継続

5-5) 食料等の安定供給の停滞

5-6) 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

#### <要点>

国営吉野川北岸二期地区の採択により、農業に係る生産基盤等の災害対応力を強化し、

また、農業協同組合など関係団体のBCPの策定・見直しを促進する。

#### 農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

○ 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、幹線水路等の耐震化などの防災対策を国・県・関係市町とともに推進する。

- ・国営吉野川二期地区土地改良事業幹線及び金清下支線の着手調査（H30）→ 幹線着手予定（R2）

#### 食料や水等の備蓄の推進

○ 「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」及び中央構造線・活断層地震被害想定に基づき、また暴風雨等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、市民は家庭や地域での備蓄を促進し、市・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

- ・食料等の備蓄数（再掲） 備蓄数量の改訂（R1）→ 計画的に購入
- ・自主防災組織を通じた備蓄方針の周知（再掲） 実施中（H30）→ 推進（R6）

#### 物資調達・供給体制の構築

○ 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

- ・災害に関する協定の締結数（再掲） 25協定（H29）→ 必要に応じて締結
- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） -（H30）→ 毎年実施

○ 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保など、集積拠点機能を強化する。

- ・消防防災活動センター（仮称）の設置（再掲） -（H30）→ 設置（R2）

#### 救援物資等の受援体制の整備

○ 相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震により、発電所等が被害を受け、電力供給が停止し、石油・LPガスのタンクも甚大な被害を受け、供給能力を喪失する。
- ・上水道等が破断し、長期にわたり供給停止する。
- ・終末処理場が地震により長期機能停止に陥り、下水管等も被害を受け、長期の機能不全に陥る。
- ・四国に架かる橋や高速道路、空港施設、港湾施設が被害を受け、交通ネットワークが分断し、生活や経済活動に支障が出る。
- ・南海トラフ地震や集中豪雨に伴い発生した深層崩壊等により堤防等が決壊し、甚大な被害が発生する。

6-1) 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

6-2) 上水道等の長期間にわたる機能停止

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

<要点>

電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や下水管渠の耐震化の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

電力等供給体制の整備

○ 太陽光発電設備など再生可能エネルギーの特性を活かし、大規模災害時においても発電が継続できるよう、蓄電池と一体的に整備する。

- ・避難所における太陽光発電設備と蓄電池の箇所数  
4箇所（H30）→ 必要に応じて整備

○ 災害時のライフライン喪失時において避難所・防災拠点の優先的な電力復旧、電気設備等の復旧、物資の供給等の協力について、協定等を締結する。

- ・四国電力株式会社（再掲） 締結（H25年）→ 毎年継続
- ・鴨島・脇町電気工事組合（再掲） 締結（H22年）→ 毎年継続
- ・社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部（再掲） 締結（H22年）→ 毎年継続

避難所等の電力確保

○ 次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く市民の理解を深め、普及拡大に繋げるため、積極的な取組みの推進を図る。

- ・自動車ディーラーやレンタル会社との協定締結数（再掲）  
－（H30）→ 1箇所（R6）

○ 災害時の避難所等の非常用電源を確保するため、非常用自家発電設備等の整備を促進する。

- ・避難所の災害用発電設備（累計） 5台（H30）→ 6台（R2）
- ・避難所の防災用発電機（累計） 48台（H30）→ 年次的に整備
- ・社会福祉施設における非常用自家発電設備の整備 1施設（H30）→ 随時検討

#### 水道施設の耐震化等

○ 水道施設の耐震化とともに、災害時の応急給水や復旧活動等の対応度の向上を図る。

- ・上水道危機管理マニュアル（BCP含）（再掲） 策定（H22）→ 必要に応じて改訂
- ・基幹管路の耐震化率（簡易水道統合後）（再掲）  
18.1%（H30）→ 22.6%（R6）
- ・浄水施設の耐震化率 30.6%（H30）→ 更新（R6）

○ 大規模災害時に速やかに復旧するため、「水道施設危機管理マニュアル」及び「地域防災計画」に基づき、定期訓練を実施する。

- ・公益社団法人日本水道協会等との合同訓練（毎年） 実施（R1）→ 継続（R6）

#### 汚水処理施設の耐震化

○ 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、基幹管路の耐震化を進めるとともに、下水道ストックマネジメント計画を策定する。また、熊本地震（H28）を受けて策定した下水道BCPを必要に応じて改訂する。

- ・下水道ストックマネジメント計画 －（H30）→ 策定（R5）
- ・幹線耐震化率（再掲） 78.6%（H30）→ 95.0%（R6）
- ・下水道BCP（再掲） 策定（H30）→ 必要に応じて改訂
- ・農山漁村地域交付金農業集落排水施設機能強化対策 1地区（H30）→ 3地区（R6）

○ 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。

- ・単独槽から合併槽への転換数（H26～累計） 41基（H30）→ 5年間で67基

- 6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止
- 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

<要点>

陸路を確実に確保するため、土砂災害対策を推進するとともに、市指定緊急輸送道路等の耐震化、河川等の整備を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで、交通ネットワークの早期復旧を実現する。

道路・橋梁等の整備

- 道路・橋梁等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化を推進する。
  - ・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲）  
20橋（R1）→ 30橋（R6）
  - ・長寿命化修繕（橋梁）の実施数（累計） 22橋（R1）→ 55橋（R6）
  - ・定期点検（橋長2m以上の道路橋・2巡目）の実施数 -（R1）→ 671橋（R6）
  - ・定期点検（跨線橋）の実施数 -（R1）→ 1橋（R2）
  - ・長寿命化修繕（跨線橋）の実施数 -（R1）→ 1橋（R4）
  - ・長寿命化修繕計画（トンネル） -（R1）→ 策定（R2）
  - ・定期点検（トンネル）の実施数 -（R1）→ 1本（R4）
  - ・長寿命化修繕（トンネル）の実施数 -（R1）→ 1本（R3）
- 緊急輸送道路を補完するため、農林道の整備を推進する。
  - ・災害発生時の迂回路となる農林道（再掲）  
17,928m（H30）→ 18,775m（R6）

公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、情報収集・共有体制を整えるなど連携体制を整備する。
  - ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） -（H30）→ 毎年実施

早期復旧に向けた取組の推進

- 発災時の迅速な救助・救出やライフラインの早期復旧に向けて、通行可能ルートを把握することのできる「災害時情報共有システム」と防災関係機関が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める。
- 発災後、迅速な道路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震により、市街地の各所で大規模な火災が発生する。
- ・沿線や沿道の建物等が倒壊し、避難路が塞がれ避難の支障となり、道路に車が放置され交通麻痺が発生する。
- ・ダムに大量の土砂や流木が流入し、洪水調整機能が低下、また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、その後の豪雨等により決壊し、土石流等による被害が広範囲に拡大する。さらに、ため池に関し、豪雨等による堤体破壊、また直下型地震等による決壊が生じることにより、下流に多くの被害が発生する。
- ・工場や事業場の有害物質が流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する。
- ・山間部の農地や山林が大規模崩壊等により荒廃、その後の降雨等により表土が流出し、新たな山腹崩壊を引き起こし、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する。

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

7-3) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

#### <要点>

1-1)、1-2) による火災対策や建築物等の倒壊対策、1-3)、1-4)、1-5) による水害、土砂災害対策に加え、有害物質の拡散防止対策、漂流物防止対策等を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

### 防火・消火体制の整備

○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、消防団員の確保対策を促進する。

・住宅用火災警報器設置率（徳島中央広域連合消防本部管内）（再掲）

79%（H30）→ 100%（R6）

・感震ブレーカー等の補助事業による設置数（再掲）

22基（H30）→ 15基／年

・消防団員充足率（再掲） 94.0%（H30）→ 維持（R6）

### 警察・消防等の充実強化と連携した訓練の実施等

○ 警察、消防、自衛隊等防災関係機関と連携し、応急対処能力の向上等を図るため、地震等の災害に即した災害対策本部運営訓練等を実施する。



- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） —（H30）→ 毎年実施

### 有害物質等の拡散防止対策

○ 有害物質は、地震や大雨等により流失し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復興復旧の障害となる恐れがあるため、平時において、PCB廃棄物届制度、PRT R（化学物質排出異動届制度）などにより有害廃棄物の保管状況等を把握するとともに、専門の処理業者への協力を要請し、業者による取引のルールなどを確認しておき、災害発生後速やかに回収・処理ができる環境を整えておく。また、有害廃棄物を被災現場から撤去等できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害物質の情報を関係者で共有する。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業等により、建築物に使用されているアスベスト分析調査及び除去工事等安全対策を推進する。

- ・有害物質貯蔵施設の把握 実施（H30）→ 毎年継続

### ため池対策の推進

○ 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める。さらに、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

- ・防災重点ため池（22池）のハザードマップの作成（再掲）  
16池作成済（H30）→ 6池（R2）
- ・ため池の廃止（再掲） —（H30）→ 1箇所（R2）

### 住宅・建築物等の耐震化

○ 住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動や人材育成に努めるとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅の耐震化等を進める。

- ・木造住宅の耐震化関連補助事業（H16～累計）（再掲）  
耐震診断 2,109戸（H30）→ 要望件数等により実施  
耐震改修 240戸（H30）→ 要望件数等により実施  
その他関連事業 42件（H30）→ 要望件数等により実施
- ・公営住宅の耐震化（累計）（再掲） 14棟（H30）→ 17棟（R6）

### 建築物の倒壊等防止対策

○ 地域の防災力の向上を図るため、空き家対策総合支援事業等により、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

また、大規模地震等により被災した建築物の応急危険度判定を早急に実施し、人的な2次被害を防止する。

- ・老朽危険空き家等除去件数（H25～累計） 92棟（H30）→ 25棟／年
- ・被災建築物応急危険度判定士登録者数 18人（H30）→ 20人（R6）

## 7-5) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

### <要点>

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、市・県産材の利用促進、また、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

### 森林の適正管理と保全の推進

○ 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備、治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

- ・森林経営計画認定面積（再掲） —（H30）→ 計画的に実施
- ・間伐等森林整備面積（再掲） 21ha/年（H30）→ 30ha/年
- ・市有林の整備生産（再掲） 734m<sup>2</sup>/年（H30）→ 500m<sup>2</sup>/年

○ 管理不十分な森林が拡大し、森林が有する重要な水資源及び県土の保全機能の低下が懸念されることから、平成31年4月に施行された「森林環境譲与税」を財源とした「新たな森林管理制度」に基づき、森林の適正な管理・保全を図る。

### 市・県産材の利用促進等

○ 市・県産材の生産・消費量を増加させることにより、森林の間伐や更新を促進する。

- ・公共施設の木質化の推進 実施中（H30）→ 継続実施

### 農地・農業水利施設等の保全

○ 農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、地域コミュニティによる、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

- ・多面的機能支払交付金 5組織（R1）→ 5組織（R6）  
（※多面的機能支払交付金は、農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動による取組の費用に対し、国、県及び市が補助する制度）
- ・中山間地域等直接支払交付金 14集落（H30）→ 14集落（R6）  
（※中山間地域等直接支払交付金は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決めを締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み）

○ 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

- ・有害鳥獣捕獲駆除頭数 821頭（H30）→ 850頭（R6）

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震が発生し、家屋倒壊による災害廃棄物が大量に発生し、広域処理の調整ができず、廃棄物処理が長期化し、復旧・復興が遅れる。
- ・治安の悪化や長期の避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、復興まちづくり等の復興作業が大幅に遅れる。
- ・南海トラフ地震により、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われることにより、祭り行事等の停止などから地域コミュニティの復興に支障が生じる。
- ・基幹インフラが損壊するが、被災範囲が広大なことから、復旧資材・重機・技術者が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず、物流等が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足する等の原因での建設が遅れ、復興まちづくりが大幅に遅れる。
- ・企業において業務継続計画の策定等による事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れる。

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

8-5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### <要点>

災害廃棄物等の処理を遅延させないために応急対策マニュアルの策定や処理応援協定を締結するとともに、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し基幹インフラの損壊等の防止を図る。

### 災害廃棄物等の処理

○ 市内の焼却施設等だけでは、災害廃棄物等の処理に長時間を要することから、処理応援協定の締結や応急対策マニュアルを策定する。

・災害廃棄物処理応援協定の締結数

3協定（H30）→ 県外市町村との処理応援協定の協議を検討

・災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル —（H30）→ 策定（R4）

○ 県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する。

- ・仮置場の候補地面積 54.9ha（H30）→ 55.0ha以上（R6）

○ 災害廃棄物処理計画の実効性を向上させるために、更新を図る。

- ・災害廃棄物処理計画の策定 策定（H29）→ 毎年更新

### 浸水対策の推進

○ 地震・暴風雨等による浸水への対策を着実に推進するための整備を引き続き推進する。

- ・防災ハザードマップの全世帯配布（再掲） 作成（H17）→ 更新（R2）
- ・洪水浸水想定区域の市ホームページ掲載（再掲） 掲載（H17）→ 更新（R2）
- ・流域水管理行動計画（再掲） -（H30）→ 策定（R4）
- ・森林経営計画認定面積（再掲） -（H30）→ 計画的に実施
- ・間伐等森林整備面積（再掲） 21ha（H30）→ 30ha／年
- ・市有林の整備生産（再掲） 734㎡（H30）→ 500㎡／年
- ・県単独治山事業（再掲） 1箇所（H30）→ 要望により実施
- ・防災重点ため池（22池）のハザードマップの作成（再掲）  
16池作成済（H30）→ 6池（R2）
- ・ため池の廃止（再掲） -（H30）→ 1箇所（R2）

### 公共土木施設等の老朽化対策の促進

○ 本市の道路、河川など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

- ・市公共施設等個別施設計画 -（H30）→ 策定（R2）
- ・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲）  
20橋（R1）→ 30橋（R6）

### 市指定緊急輸送道路等の整備推進

○ 市指定緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化等を推進する。

- ・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲）  
20橋（R1）→ 30橋（R6）
- ・長寿命化修繕（橋梁）の実施数（累計）（再掲） 22橋（R1）→ 55橋（R6）
- ・定期点検（橋長2m以上の道路橋・2巡目）の実施数（再掲）  
-（R1）→ 671橋（R6）
- ・定期点検（跨線橋）の実施数（再掲） -（R1）→ 1橋（R2）
- ・長寿命化修繕（跨線橋）の実施数（再掲） -（R1）→ 1橋（R4）
- ・長寿命化修繕計画（トンネル）（再掲） -（R1）→ 策定（R2）
- ・定期点検（トンネル）の実施数（再掲） -（R1）→ 1本（R4）
- ・長寿命化修繕（トンネル）の実施数（再掲） -（R1）→ 1本（R3）

### 貴重な文化財の保護

○ 文化財の喪失を防ぐためには、平時から市民の文化財保護意識を醸成したり、防火訓練を実施する。

・文化財防火デー防火訓練 実施（H30）→ 毎年実施

○ 定住人口減少により地域の活力が低下し、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながる。これを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく。

・市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定（H27）→ 第2期策定（R1）

8-2) 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

8-7) 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

<要点>

自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。  
大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、支援協定を締結したり、市職員の人材育成を図る。

#### 大規模災害発生時における支援協定の締結団体との連携強化

○ 「大規模災害発生時における支援協定」の締結団体と連携し、道路啓開等の能力向上や支援体制の強化を図る。

・災害に関する協定の締結数（再掲） 25協定（H29）→ 必要に応じて締結

・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） -（H30）→ 毎年実施

○ ドローンを活用した復旧・復興への情報を収集できるよう、資格を取得する。

・市職員のドローン運用資格取得 7人（R1）→ 年1人

#### 自主防災組織等の充実強化

○ 自主防災組織や消防団についての、活動の活性化について支援を行う。また、訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。

・自主防災組織の訓練実施率（再掲） 76.8%（H30）→ 90.0%（R6）

・消防団員充足率（再掲） 94.0%（H30）→ 維持（R6）

#### 被災者生活再建支援制度の充実

○ 被災者生活再建支援制度については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化など制度の充実について国に要望するとともに、被災者が早期に生活再建できるよう「住家の被害認定」や「被災者生活再建支援制度」について市職員の能力向上を図る。

### 事前復興計画の策定促進

○ 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要となる基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を促進する。

- ・ 仮置場の候補地面積（再掲） 54.9ha（H30）→ 55.0ha以上（R6）
- ・ 応急仮設住宅用面積 132,016㎡（H30）→ 669,216㎡（R6）

8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### <要点>

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

### 地籍調査の推進

○ 被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の成果を活用する。

- ・ 地籍調査進捗率 100%（H19）→ 成果の活用

### 被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保

○ 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、人材を養成する。

- ・ 被災宅地応急危険度判定士の登録者数 22人（H30）→ 維持（R6）
- ・ 住家被害認定調査の実務承継 被災地応援（H28）→ 承継（R6）

### 応急仮設住宅用地の確保

○ 発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

- ・ 応急仮設住宅用面積（再掲） 132,016㎡（H30）→ 669,216㎡（R6）
- ・ 公園の仮設住宅への利活用 455,728.01㎡（H30）→ 維持（R6）

○ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。

## V 施策の重点化

38のプログラムについては、本市が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また基本計画や県計画との一体性等を考慮し、14の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態	
① 人命の保護が最大限図られる	① 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）や暴風雨等による多数の死傷者の発生
② 吉野川市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる	③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
	④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
④ 迅速な復旧・復興を可能にする	⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-5	食料等の安定供給の停滞
	⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	⑦ 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

## VI 計画の推進と進捗管理

### 1 推進体制

本計画の推進については、国、徳島県、本市、民間事業者、NPO団体、市民等の叡智を結集し、総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。

### 2 計画の進捗管理と見直し

本計画による吉野川市の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しをPDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。





## 別紙 重要業績指標一覧

1-1)住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生			
1-2)密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
木造住宅の耐震化関連補助事業(耐震診断)(H16～累計)	2,109戸(H30)	要望件数等により実施	12
木造住宅の耐震化関連補助事業(耐震改修)(H16～累計)	240戸(H30)	要望件数等により実施	12
木造住宅の耐震化関連補助事業(その他関連事業)(H16～累計)	42件(H30)	要望件数等により実施	12
公営住宅の耐震診断(累計)	14棟(H30)	17棟(R6)	12
特定天井耐震改修	-(H30)	計画的に実施	12
高齢者福祉施設の耐震化率(累計)	3施設(H30)	15施設(R6)	13
地域密着型サービス事業所の防災・減災対策整備事業(R4～R6)	1施設(R4)	3施設(R6)	13
市職員の防災士資格取得	2人(R1)	年次的に取得	13
自主防災組織の訓練実施率	76.8%(H30)	90.0%(R6)	13
消防防災活動センター(仮称)の設置	-(H30)	設置(R2)	13
防災ハザードマップの全世帯配布	作成(H17)	更新(R2)	13
老朽危険空き家等除却助成件数(H25～累計)	92棟(H30)	25棟/年	13
危険ブロック塀等除却及び建替補助件数(除却のみ)(H30～累計)	7件(R1)	4件/年	13
危険ブロック塀等除却及び建替補助件数(除却後建替)(H30～累計)	14件(R1)	14件/年	13
住宅用火災警報器設置率(徳島中央広域連合消防本部管内)	79%(H30)	100%(R6)	13
感震ブレーカー等の補助事業による設置数	22基(H30)	15基/年	13
消防団員充足率	94.0%(H30)	維持(R6)	13
ヘリコプター降着適地数	9箇所(H30)	維持(R6)	13
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数【(他)西知恵島1号線ほか】(累計)	20橋(R1)	30橋(R6)	14
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数(耐震診断)(H29～累計)	9件(H30)	要望件数等により補助	14
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数(補強設計)(H29～累計)	1件(H30)	要望件数等により補助	14
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数(耐震改修等)(H29～累計)	-(H30)	要望件数等により補助	14
市地域防災計画の改訂	前回(H28)	今回(R1)	14

1-3)突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
防災ハザードマップの全世帯配布(再掲)	作成(H17)	更新(R2)	14
洪水浸水想定区域の市ホームページ掲載	掲載(H17)	更新(R2)	15
流域水管理行動計画	-(H30)	策定(R4)	15

1-4)大規模な土砂災害(深層崩壊)や暴風雨等による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
森林経営計画認定面積	-(H30)	計画的に実施	16
間伐等森林整備面積	21ha(H30)	30ha/年	16
市有林の整備生産	734㎡(H30)	500㎡/年	16
県単独治山事業	1箇所(H30)	要望により実施	16
県単独急傾斜地崩壊対策事業	2箇所(H30)	要望により実施	16
防災重点ため池(22池)のハザードマップの作成	16池作成済(H30)	6池(R2)	16
ため池の廃止	-(H30)	1箇所(R2)	16

2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			
2-2)多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生			
重要業績指標	現況	目標	P
自主防災組織を通じた備蓄方針の周知	実施中(H30)	推進(R6)	17
災害に関する協定の締結数	25協定(H29)	必要に応じて締結	17
消防防災活動センター(仮称)の設置(再掲)	-(H30)	設置(R2)	17
基幹管路の耐震化率(簡易水道統合後)	18.1%(H30)	22.6%(R6)	18
老朽化したφ75mm～φ300mmの配水支管の更新	3km(H30)	5km/年	18
公益社団法人日本水道協会が実施する合同訓練(3年毎)への参加	参加(R1)	参加(R4)	18
四国電力株式会社	締結(H25)	毎年継続	18
鴨島・脇町電気工事組合	締結(H22)	毎年継続	18
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部	締結(H22)	毎年継続	18
災害発生時の迂回路となる農林道の整備	17,928m(H30)	18,775m(R6)	18
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数【(他)西知恵島1号線ほか】(累計)(再掲)	20橋(R1)	30橋(R6)	18
中山間地域のヘリポート数	2箇所(H30)	適地の検討(R6)	18
通信訓練の実施	-(H30)	毎年実施	19
衛星携帯電話の整備	3台(H25)	5台(R6)	19
防災行政無線のアンサーバック機能の充実	37局中30局(H28)	維持(R6)	19
災害対策本部運営訓練の実施	-(H30)	毎年実施	19

2-3)自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
重要業績指標	現況	目標	P
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	19
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	76.8%(H30)	90.0%(R6)	19
消防団員充足率(再掲)	94.0%(H30)	維持(R6)	19
消防団協力事業所数	10箇所(H30)	維持(R6)	19

2-4)想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱			
重要業績指標	現況	目標	P
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数【(他)西知恵島1号線ほか】(累計)(再掲)	20橋(R1)	30橋(R6)	20

2-5)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			
2-6)被災地における感染症等の大規模発生			
2-7)劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
ヘリコプター降着適地数(再掲)	9箇所(H30)	維持(R6)	21
炉内耐火物全面改修(累計)	-(H30)	4炉(R6)	21
幹線耐震化率	78.6%(H30)	95.0%(R6)	22
下水道BCP	策定(H30)	必要に応じて改訂	22
合併浄化槽への転換促進	71.3%(H30)	78.0%(R6)	22
災害時用簡易トイレ備蓄数	102基(H30)	133基(R6)	22
災害時用オストメイト専用トイレ備蓄数	2基(H30)	維持(R6)	22
個別避難所運営マニュアル策定	-(H30)	共通マニュアルを基に策定	22
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	76.8%(H30)	90.0%(R6)	22
福祉避難所開設協定締結数	13箇所(R1)	維持(R6)	22

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ			
重要業績指標	現況	目標	P
四国電力株式会社(再掲)	締結(H25)	毎年継続	23
鴨島・脇町電気工事組合(再掲)	締結(H22)	毎年継続	23
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部(再掲)	締結(H22)	毎年継続	23
市庁舎地域防災拠点施設機能強化対策整備事業	-(H30)	計画的に実施	23
市BCP	策定(H28)	必要に応じて改訂	23
上水道危機管理マニュアル(BCP含)	策定(H22)	必要に応じて改訂	23
下水道BCP(再掲)	策定(H30)	必要に応じて改訂	23
ICT部門BCP	-(H30)	策定(R3)	23
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	23
市災害対応職員初動マニュアル	策定(H18)	毎年更新	24
市受援計画策定	-(H30)	策定(R6)	24
災害時相互応援協定締結数	4協定(H30)	必要に応じて締結	24
市職員の防災士資格取得(再掲)	2人(R1)	年次的に取得	24
基幹系システムクラウド化事業	自庁処理(H30)	クラウド化(R2)	24
庁舎の耐震化率	100%(H30)	維持(R6)	24
食料等の備蓄数	数量の改訂(R1)	計画的に購入	24
自動車ディーラーやレンタル会社との協定締結数	-(H30)	1箇所(R6)	24

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
防災行政無線拡声子局のデジタル化	アナログ3局(H30)	デジタル2局(R4)	25
防災行政無線のアンサーバック機能の充実(再掲)	37局中30局(H28)	維持(R6)	25
防災行政無線拡声子局の電源機能確保(バッテリー交換)	-(H30)	年次的に交換	25
防災情報メールの登録者数	1,904人(H30)	2,500人(R6)	25
通信訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	25
衛星携帯電話の整備(再掲)	3台(H25)	5台(R6)	25
避難行動要支援者名簿登録者数	4,363人(H30)	随時更新	26
避難行動要支援者名簿情報提供数(自主防)	15件(H30)	必要に応じて提供	26
個別支援計画の作成	2,717人(H30)	随時更新	26
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	26
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	76.8%(H30)	90.0%(R6)	26
市地域防災計画の改訂(再掲)	前回(H28)	今回(R1)	26

5-1) サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下			
5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			
5-4) 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態			
重要業績指標	現況	目標	P
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	27
四国電力株式会社(再掲)	締結(H25)	毎年継続	27
鴨島・脇町電気工事組合(再掲)	締結(H22)	毎年継続	27
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部(再掲)	締結(H22)	毎年継続	27

5-5)食料等の安定供給の停滞			
5-6)農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			
重要業績指標	現況	目標	P
国営吉野川二期地区土地改良事業幹線及び金清下支線の着手	調査(H30)	幹線着手予定(R2)	28
食料等の備蓄数(再掲)	数量の改訂(R1)	計画的に購入	28
自主防災組織を通じた備蓄の周知(再掲)	実施中(H30)	推進(R6)	28
災害に関する協定の締結数(再掲)	25協定(H29)	必要に応じて締結	28
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	28
消防防災活動センター(仮称)の設置(再掲)	-(H30)	設置(R2)	28

6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止			
6-2)上水道等の長期間にわたる機能停止			
6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
重要業績指標	現況	目標	P
避難所における太陽光発電設備と蓄電池の箇所数	4箇所(H30)	必要に応じて整備	29
四国電力株式会社(再掲)	締結(H25)	毎年継続	29
鴨島・脇町電気工事組合(再掲)	締結(H22)	毎年継続	29
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部(再掲)	締結(H22)	毎年継続	29
自動車ディーラーやレンタル会社との協定締結数(再掲)	-(H30)	1箇所(R6)	30
避難所の災害用発電設備(累計)	5台(H30)	6台(R2)	30
避難所の防災用発電機(累計)	48台(H30)	年次的に整備	30
社会福祉施設における非常用自家発電設備の整備	1施設(H30)	随時検討	30
上水道危機管理マニュアル(BCP含)(再掲)	策定(H22)	必要に応じて改訂	30
基幹管路の耐震適合率(簡易水道統合後)(再掲)	18.1%(H30)	22.6%(R6)	30
浄水施設の耐震化率	30.6%(H30)	更新(R6)	30
公益社団法人日本水道協会等との合同訓練(毎年)	実施(R1)	継続(R6)	30
下水道ストックマネジメント計画	-(H30)	策定(R5)	30
幹線耐震化率(再掲)	78.6%(H30)	95.0%(R6)	30
下水道BCP(再掲)	策定(H30)	必要に応じて改訂	30
農山漁村地域交付金農業集落排水施設機能強化対策	1地区(H30)	3地区(R6)	30
単独槽から合併槽への転換数(H26～累計)	41基(H30)	5年間で67基	30

6-4)交通インフラの長期間にわたる機能停止			
6-5)防災インフラの長期間にわたる機能不全			
重要業績指標	現況	目標	P
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数【(他)西知恵島1号線ほか】(累計)(再掲)	20橋(R1)	30橋(R6)	31
長寿命化修繕(橋梁)の実施数(累計)	22橋(R1)	55橋(R6)	31
定期点検(橋長2m以上の道路橋・2巡目)の実施数	-(R1)	671橋(R6)	31
定期点検(跨線橋)の実施数	-(R1)	1橋(R2)	31
長寿命化修繕(跨線橋)の実施数	-(R1)	1橋(R4)	31
長寿命化修繕計画(トンネル)	-(R1)	策定(R2)	31
定期点検(トンネル)の実施数	-(R1)	1本(R4)	31
長寿命化修繕(トンネル)の実施数	-(R1)	1本(R3)	31
災害発生時の迂回路となる農林道の整備(再掲)	17,928m(H30)	18,775m(R6)	31
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	31

7-1)地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			
7-2)沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺			
7-3)ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生			
7-4)有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃			
重要業績指標	現況	目標	P
住宅用火災警報器設置率(徳島中央広域連合消防本部管内)(再掲)	79%(H30)	100%(R6)	32
感震ブレーカー等の補助事業による設置数(再掲)	22基(H30)	15基/年	32
消防団員充足率(再掲)	94.0%(H30)	維持(R6)	32
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	33
有害物質貯蔵施設の把握	実施(H30)	毎年継続	33
防災重点ため池(22池)のハザードマップの作成(再掲)	16池作成済(H30)	6池(R2)	33
ため池の廃止(再掲)	-(H30)	1箇所(R2)	33
木造住宅の耐震化関連補助事業(耐震診断)(H16～累計)(再掲)	2,109戸(H30)	要望件数等により実施	33
木造住宅の耐震化関連補助事業(耐震改修)(H16～累計)(再掲)	240戸(H30)	要望件数等により実施	33
木造住宅の耐震化関連補助事業(その他関連事業)(H16～累計)(再掲)	42件(H30)	要望件数等により実施	33
公営住宅の耐震診断(累計)(再掲)	14棟(H30)	17棟(R6)	33
被災建築物応急危険度判定士登録者数	18人(H30)	20人(R6)	33

7-5)農地・森林等の被害による国土の荒廃			
重要業績指標	現況	目標	P
森林経営計画認定面積(再掲)	-(H30)	計画的に実施	34
間伐等森林整備面積(再掲)	21ha(H30)	30ha/年	34
市有林の整備生産(再掲)	734m <sup>3</sup> (H30)	500m <sup>3</sup> /年	34
公共施設の木質化の推進	実施中(H30)	継続実施	34
多面的機能支払交付金	5組織(R1)	5組織(R6)	34
中山間地域等直接支払交付金	14集落(H30)	14集落(R6)	34
有害鳥獣捕獲駆除頭数	821頭(H30)	850頭(R6)	34

8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
8-3)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態			
8-4)貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失			
8-5)基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
災害廃棄物処理応援協定の締結数	3協定(H30)	県外市町村との処理応援協定の協議を検討	35
災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル	-(H30)	策定(R4)	35
仮置場の候補地面積	54.9ha(H30)	55.0ha以上(R6)	36
災害廃棄物処理計画の策定	策定(H29)	毎年更新	36
防災ハザードマップの全世帯配布(再掲)	作成(H17)	更新(R2)	36
洪水浸水想定区域の市ホームページ掲載(再掲)	掲載(H17)	更新(R2)	36
流域水管理行動計画(再掲)	-(H30)	策定(R4)	36
森林経営計画認定面積(再掲)	-(H30)	計画的に実施	36
間伐等森林整備面積(再掲)	21ha(H30)	30ha/年	36
市有林の整備生産(再掲)	734㎡(H30)	500㎡/年	36
県単独治山事業(再掲)	1箇所(H30)	要望により実施	36
防災重点ため池(22池)のハザードマップの作成(再掲)	16池作成済(H30)	6池(R2)	36
ため池の廃止(再掲)	-(H30)	1箇所(R2)	36
市公共施設等個別施設計画	-(H30)	策定(R2)	36
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数【(他)西知恵島1号線ほか】(累計)(再掲)	20橋(R1)	30橋(R6)	36
長寿命化修繕(橋梁)の実施数(累計)(再掲)	22橋(R1)	55橋(R6)	36
定期点検(橋長2m以上の道路橋・2巡目)の実施数(再掲)	-(R1)	671橋(R6)	36
定期点検(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R1)	1橋(R2)	36
長寿命化修繕(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R1)	1橋(R4)	36
長寿命化修繕計画(トンネル)(再掲)	-(R1)	策定(R2)	36
定期点検(トンネル)の実施数(再掲)	-(R1)	1本(R4)	36
長寿命化修繕(トンネル)の実施数(再掲)	-(R1)	1本(R3)	36
文化財防火デー防火訓練	実施(H30)	毎年実施	37
市まち・ひと・しごと創生総合戦略	策定(H27)	第2期策定(R1)	37

8-2)地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			
8-7)速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な被害			
重要業績指標	現況	目標	P
災害に関する協定の締結数(再掲)	25協定(H29)	必要に応じて締結	37
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	37
市職員のドローン運用資格取得	7人(R1)	年1人	37
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	76.8%(H30)	90.0%(R6)	37
消防団員充足率(再掲)	94.0%(H30)	維持(R6)	37
仮置場の候補地面積(再掲)	54.9ha(H30)	55.0ha以上(R6)	38
応急仮設住宅用面積	132,016㎡(H30)	669,216㎡(R6)	38

8-6)事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
地籍調査進捗率	100%(H19)	成果の活用	38
被災宅地応急危険度判定士の登録者数	22人(H30)	維持(R6)	38
住家被害認定調査の実務承継	被災地応援(H28)	承継(R6)	38
応急仮設住宅用面積(再掲)	132,016㎡(H30)	669,216㎡(R6)	38
公園の仮設住宅への利活用	455,728.01㎡(H30)	維持(R6)	38

## 吉野川市国土強靱化地域計画

策定年月：令和2年3月

改訂年月：令和4年3月

発行：吉野川市

編集：吉野川市防災局防災対策課

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1